

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

(1/25)

主要工程																	
▽解列 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装荷 起動試験 起動前点検 調整運転 調整運転																	
1次系ポンプ他点検 R/V組立 RCS漏えい検査																	
キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	3
未臨界維持機能	第20条 停止余裕	モード3、4	・停止余裕：1.6%Δk/k以上	—	×	×									×		×
	停止余裕	モード5	・停止余裕：1.0%Δk/k以上	—			×	×					×		×		
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数：-94×10 ⁻⁴ Δk/k/℃以上	—	×												×
	第86条 1次冷却材中のほう素濃度	モード6	・1次冷却材中のほう素濃度：2800ppm以上	—					×	×							
放射線物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 1次冷却材中のほう素濃度	モード3（1次冷却材温度が260℃以上）	・1次冷却材中のほう素濃度：4.0×10 ¹⁸ Bq/cm ² 以下	—	Δ												Δ
	第56条 原子炉格納容器	モード3、4	・原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・原子炉格納容器の機能が健全であること ・原子炉格納容器圧力9.8kPa[gage]以下 ・原子炉格納容器エアロックが動作可能（原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であること。モード4の原子炉格納容器バーージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない） ・原子炉格納容器隔離弁が動作可能（閉止可能（閉止状態であることを含む））	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロックス ・原子炉格納容器隔離弁	×	Δ							×		×		×
	第64条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4	・原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能（原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第90条（表90-4および表90-6）の運転上の制限も確認）（原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り適用しない） ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度：35wt%以上 ・よう素除去薬品タンクのヒドランジ溶分量（有効水量）：2.0m ³ 以上	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	×	×							×		×		×
	第65条 アニユラス空気浄化系	モード3、4	・アニユラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・アニユラス空気浄化系2系統動作可能（アニユラス空気浄化系が動作不能時は第90条（表90-11）の運転上の制限も確認）	・アニユラス空気浄化系	×	×								×		×	
第66条 アニユラス	モード3、4	・アニユラスの機能が健全であること（原子炉格納容器内およびアニユラス内の機器の操作、点検等のため扉を閉閉する間、適用しない） ・2系統が動作可能	・アニユラス	Δ	Δ									Δ		Δ	Δ
第77条 安全措置室空気浄化系	モード3、4				×	×									×		×
放射線物質の放出	第87条	モード6（キャビティ高水	・原子炉キャビティ水位EL32.2m以上（原子炉格納容	・原子炉キャビティ						Δ						Δ	

主要工程																												
RCS 水位																												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	燃料取出	R/V開放	燃料装置	起動試験	起動前点検	起動試験	調整運転	▽並列
出の防止機能	原子炉キャビティ水位		器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ抜きによりモード6（低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない）																									
	第8条の2 原子炉格納容器貫通部	モード5、6	・機器ハッチが全ポートで閉じられていること（原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。） ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10～30%の範囲内にある場合。 ・原子炉キャビティ水位がE.L.32.2m以上である場合。 ・各エアロクックが1つ以上のドアで閉止可能（閉止状態であることを含む） ・その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること（閉止状態であることを含む）、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること（原子炉格納容器内で燃料移動が行われていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。）	・原子炉格納容器機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロクック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器ハウダリ																								
	第9条 使用済燃料ピットの水位および水温	全モード	・使用済燃料ピット水位：E.L.32.2m以上（照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない） ・使用済燃料ピット水温：65℃以下 ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認、 ・制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 ・制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中	・使用済燃料ピット ・使用済燃料ピット冷却系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								
原子炉停止後 除熱機能	第37条 1次冷却系	モード3			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×									
	第38条 1次冷却系	モード4	・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）または蒸気発生器による熱除去系（動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認）のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ		×																						
第39条 1次冷却系		モード5-1	・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）1系統が運転中（計90-4）の運転上の制限も確認） ・1次冷却材系統	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統			×																					

定期事業者検査時の安全管理の計画

(3/25)

主要工程			▽解列 RCS 降温												燃料表荷				起動試験				起動前点検				▽並列	
RCS 水位			R/V開放												燃料取出				1次系ポンプ他点検				R/V組立				調整運転	
キャビティ満水			RCS 漏水												ミッドラング				RCS 全ブロー									
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備												モード外												
第40条 1次冷却系		モード5-2	面的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許可																									
			・他の余熱除去が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること（計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許可）																									
第41条 1次冷却系		モード6-2	・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中（1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許可。 ・ポンプの切替を行う場合は、a,b,cの全てを満足させることを条件に15分に限り全ての余熱除去ポンプを停止することを許可。 a. 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。 ・余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の水張りを行っている場合は余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許可																									
			・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）1系統以上運転中（1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に8時間あたり1時間に限り余熱除去ポンプを停止することを許可） ・1次冷却材温度65℃以下																									
第42条 1次冷却系		モード6-1	・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）2系統動作可能であり、そのうち1系統以上運転中（キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許可） ・1次冷却材温度65℃以下																									
			・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認）1系統以上運転中（1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に8時間あたり1時間に限り余熱除去ポンプを停止することを許可） ・1次冷却材温度65℃以下																									
第67条 主蒸気安全弁		モード3（原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機	・主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許可																									
			・主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許可																									

定期事業者検査時の安全管理の計画

(4/25)

主要工程			▽分解 RCS 降温										燃料表荷		燃料取出		R/V開放		起動試験		起動前点検		▽並列	
RCS 水位			キャビティ・沸水 RCS 沸水 ミッドループ RCS 全ブロー										1 次系ポンプ他点検		R/V組立		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	起動試験	起動前点検	調整運転	調整運転	調整運転	調整運転
炉心冷却機能		能検査完了までを除く)	能 原子炉熱出力 80% 超：5 個 原子炉熱出力 60% 超で、かつ 80% 以下：4 個 原子炉熱出力 40% 超で、かつ 60% 以下：3 個 原子炉熱出力 40% 以下：2 個																					
	第 6 9 条 主蒸気隔離弁	モード 3	・主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気隔離弁が閉止可能（閉止状態にある場合は、適用しない）	・主蒸気隔離弁	△																			
	第 6 9 条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード 3	・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能（閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない）	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△																			
	第 7 0 条 主蒸気逃がし弁	モード 3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気逃がし弁の手動での閉弁ができること（主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 9）の運転上の制限も確認）	・主蒸気逃がし弁	×	△										△								
	第 7 1 条 補助給水系	モード 3	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる 2 系統およびタービン動補助給水ポンプによる 1 系統が動作可能（タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード 3 において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない）（補助給水系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 8）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	×																			
第 5 1 条 蓄圧タンク		モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる 1 系統以上が動作可能（補助給水系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 8）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ		△																		
	第 7 2 条 復水ピット	モード 3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	・復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・復水ピット有効水量：730m ³ 以上（水量（有効水量）を確認する場合は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 4）の運転上の制限も確認）	・復水ピット	×	△																		
	第 5 1 条 蓄圧タンク	モード 3（1 次冷却材圧力が 6.80MPa [gage] 超）	・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクほう素濃度：2800ppm 以上 ・蓄圧タンクほう素水量（有効水量）：27.0m ³ 以上 ・蓄圧タンク圧力：4.04MPa [gage] 以上 ・蓄圧タンク出口弁全開 ・蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第 9 0 条（表 9 0 - 4）の運転上の制限も確認）	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口隔離弁	△																			
第 5 2 条 非常用炉心冷却系		モード 3	・高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・高圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 3 および表 9 0 - 4）の運転上の制限も確認、弁開閉点検を行う場合 2 時間に限り適用しない。高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に許容） ・低圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9	・高圧注入系 ・低圧注入系	×																			

定期事業者検査時の安全管理の計画

(5/25)

[illegible]

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(7/25)

主要工程				▽解列 RCS降温																			燃料取出		燃料表荷		起動試験		起動前点検		▽並列	
RCS 水位				キャビティ漏水 RCS 排水 ミッドループ RCS 全ブロー																			R/V開放		1次系ポンプ他点検		R/V組立		RCS漏えい検査		調整運転	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備			3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3											
			動起動：2チャンネル ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用炉心冷却系作動 ・(原子炉格納容器隔離B) 作動論理回路：2系統※1 ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号)による隔離作動論理回路：2系統※1 ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号)による隔離) 原子炉格納容器隔離A ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号)による隔離) 原子炉格納容器隔離A ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号)による隔離) 非常用高圧母線低電圧：1母線あたり3チャンネル ・(原子炉格納容器換気空調隔離作動論理回路：2系統※1 ・(原子炉格納容器換気空調隔離) 非常用炉心冷却系作動 ※1：原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統バイパスすることができる。(本表において同じ)	動計装 ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動計装 ・原子炉格納容器換気空調隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン																												
モード3			・(非常用炉心冷却系) 原子炉格納容器圧力高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(原子炉格納容器スプレイ系・原子炉格納容器隔離B) 原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・左記信号検出、伝送ライン																	×											
モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)			・主蒸気ライン隔離作動論理回路：2系統※1 ・(主蒸気ライン隔離) 手動起動：2チャンネル ・(主蒸気ライン隔離)：原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力減少率高：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・主蒸気ライン隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン																	△											
モード3(主給水隔離弁、主給水制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)			・給水隔離作動論理回路：2系統※1 ・(給水隔離) 蒸気発生器水位異常高：1基あたり4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(給水隔離) 非常用炉心冷却系作動 ・(給水隔離) 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致：[1次冷却材平均温度低：4チャンネル(残り	・給水隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン																	△											

定期事業者検査時の安全管理の計画

(8/25)

主要工程			▽解体 RCS 降温																		燃料取出		燃料装荷		起動試験		起動前点検		▽並列	
主要工程			R/V開放																		1次系ポンプ他点検		R/V組立		RCS漏えい検査		起動試験		調整運転	
RCS 水位			キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー																											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備		3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3									
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条 計画および制御設備 (ディーゼル発電機起動計装)		の3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)【原子炉保護計装】																											
		モード3 (P-11以上)	・(非常用炉心冷却系) 原子炉圧力低: 4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(非常用炉心冷却系・主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力低: 各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・P-11 (加圧器圧力): 4チャンネル	△																		△								
		モード3 (P-11未満)	・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力減少率高: 各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)																					△						
		モード3、4	・ディーゼル発電機起動論理回路: 2系統 ・(ディーゼル発電機起動) 非常用炉心冷却系作動	×	×																	×								
		モード5、6および照射済燃料移動中	・ディーゼル発電機起動論理回路: 1系統							×	×	×	×	△	×	×	×	×												
第79条の3 外部電源	モード3、4、5、6および照射済燃料移動中 モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵中	モード3、4、5、6および照射済燃料移動中	・(ディーゼル発電機起動) 非常用高圧母線低電圧: 所要の母線あたり3チャンネル (1)外部電源3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができるとする。送電線所外からの送電線の回線数)以上が動作可能(送電線事故の発生時は適用しない) (1)の外部電源のうち1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること。(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連絡しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば独立性を有しているとみなすことができる。)	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×													
		モード3、4	・ディーゼル発電機2基が動作可能(予備電源運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。) ・燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 0.95m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×												
第79条 ディーゼル発電機		モード3、4	・ディーゼル発電機2基が動作可能(予備電源運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。) ・燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 0.95m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×													

定期事業者検査時の安全管理の計画

(9/25)

主要工程				▽解列 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装荷 起動試験 起動前点検 △並列 調整運転																	
RCS 水位				キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																	
			時間は適用しない																		
第80条 ディーゼル発電機		モード5、6およびモード外	・ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・ディーゼル発電機2基が動作可能であること（ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合適用しない）（ディーゼル発電機には非常用発電機（所要の電力供給が可能）をいい、複数の号炉で共用することができる）1基を含めることができる ・上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）：0.95m ³ 以上（ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない）	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機（運用を開始するまでは、所要の電力供給可能な、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなす） ・燃料油サービスタンク																	
第81条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および掃動用空気		モード3、4、5、6およびモード外	・燃料貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）128m ³ 以上を含む。）：297m ³ 以上※2 ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量（保有油量）：5.5m ³ 以上※2 ・所要のディーゼル発電機の起動空気ため圧力：2.50Mpa[gage]以上※2 （燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。） ※2：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合適用しない。ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない。	・ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機起動空気だめ																	
第82条 非常用直流通電源		モード3、4	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・非常用直流通電源2系統（蓄電池（安全防護系用）（蓄電池が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認）および充電器（充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能）が動作可能	・非常用直流通電源 ・非常用直流通電池																	
第83条 非常用直流通電源		モード5、6および照射済燃料移動中	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統（蓄電池（安全防護系用）（蓄電池が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認）および充電器（充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能）が動作可能	・非常用直流通電源 ・非常用直流通電池																	
第84条 所内非常用母線		モード3、4	次の所内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用計器用母線																	

定期事業者検査時の安全管理の計画

(10/25)

主要工程			▽解列 RCS降温													燃料表置		燃料取出		燃料表置		起動試験		起動前点検		▽並列	
RCS 水位			キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー													R/V開放		1次系ポンプ他点検		R/V組立		RCS満水点検		調整運転			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容		関連設備		3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3							
安全上特に重要な関連機能 (海水系統他)	第85条 所内非常用母線	モード5、6および照射済燃料移動中	・2つの非常用直流母線 ・4つの非常用計器用母線 所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・原子炉補機冷却母線 ・原子炉補機冷却母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×							
安全上特に重要な関連機能 (制御用空気系)	第73条 原子炉補機冷却水系	モード3、4	・原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・原子炉補機冷却水系2系統が動作可能（原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第90条（表90-7）の運転上の制限も確認） ・A原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・原子炉補機冷却海水系統2系統が動作可能（A原子炉補機冷却海水系が動作不能時は第90条（表90-7）の運転上の制限も確認）	・原子炉補機冷却水系 ・原子炉補機冷却海水系	・原子炉補機冷却母線 ・原子炉補機冷却母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×							
安全上特に重要な関連機能 (制御室及びその近へい換気空調系)	第75条 制御用空気系	モード3、4	・中央制御室非常用循環系作動論理回路：所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ・（中央制御室非常用循環系）手動起動：所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル ・（中央制御室非常用循環系）非常用炉心冷却系作動	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系2系統以上動作可能（中央制御室あたり）（中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条（表90-17）の運転上の制限も確認） ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系2系統以上動作可能（中央制御室あたり）（中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条（表90-17）の運転上の制限も確認） ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系2系統以上動作可能（中央制御室あたり）（中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条（表90-17）の運転上の制限も確認） ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△							
制御室外からの安全停止機能	第34条 中央制御室非常用循環系	モード3	・原子炉補機冷却母線 ・原子炉補機冷却母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・原子炉補機冷却母線 ・原子炉補機冷却母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系2系統以上動作可能（中央制御室あたり）（中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条（表90-17）の運転上の制限も確認） ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系2系統以上動作可能（中央制御室あたり）（中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条（表90-17）の運転上の制限も確認） ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△							

定期事業者検査時の安全管理の計画

(11/25)

主要工程			▽解列 RCS降温												燃料表荷				起動試験				起動前点検		▽並列	
RCS 水位			キャビティ漏水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー												R/V開放				1次系ポンプ地点検				R/V組立		調整運転	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	2
事故時のプラント状態把握機能	第34条 計画および制御設備(事故時監視装置)	モード4	・電動補助給水ポンプ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位 (広域) ・主蒸気圧力 ・中性子束 (中性子源領域) ・1次冷却材圧力 (広域) ・1次冷却材温度 (広域) (低溫側)	余熱除去ポンプ																						
			・1次冷却材圧力 (広域) : 2 チャンネル ・1次冷却材温度 (広域) (高溫側) : 4 チャンネル ・1次冷却材温度 (広域) (低溫側) : 4 チャンネル ・加圧器水位 : 2 チャンネル ・ほう酸タンク水位 : 2 チャンネル ・主蒸気ライン圧力 : 2 チャンネル (各ライン) ・復水ピット水位 : 2 チャンネル ・蒸気発生器水位 (広域) : 4 チャンネル ・蒸気発生器水位 (狭域) : 2 チャンネル (各SG) ・補助給水流量 : 4 チャンネル ・燃料取替用水ピット水位 : 2 チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (広域) : 2 チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (狭域) : 2 チャンネル ・格納容器内圧力 : 2 チャンネル ・格納容器内温度 : 2 チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) : 2 チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) : 2 チャンネル ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 : 2 チャンネル ・制御用空気圧力 : 2 チャンネル (※は適用しない) ・高圧安全注入流量 : 2 チャンネル ・低圧安全注入流量 : 2 チャンネル			x																				
		モード3	・事故時監視装置は、重大事故等時監視装置を兼ねる。各装置が動作不能時は、第90条(表90-16)の運転上の制限も確認する。 ※ ・1次冷却材圧力 (広域) : 2 チャンネル ・1次冷却材温度 (広域) (高溫側) : 4 チャンネル ・1次冷却材温度 (広域) (低溫側) : 4 チャンネル ・加圧器水位 : 2 チャンネル ・ほう酸タンク水位 : 2 チャンネル ・主蒸気ライン圧力 : 2 チャンネル (各ライン) ・復水ピット水位 : 2 チャンネル ・蒸気発生器水位 (広域) : 4 チャンネル ・蒸気発生器水位 (狭域) : 2 チャンネル (各SG) ・補助給水流量 : 4 チャンネル ・燃料取替用水ピット水位 : 2 チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (広域) : 2 チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (狭域) : 2 チャンネル ・格納容器内圧力 : 2 チャンネル ・格納容器内温度 : 2 チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) : 2 チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) : 2 チャンネル ・原子炉補機冷却水サージタンク水位 : 2 チャンネル ・制御用空気圧力 : 2 チャンネル (※は適用しない) ・高圧安全注入流量 : 2 チャンネル ・低圧安全注入流量 : 2 チャンネル	・なし事故時監視装置																						
重大事故等対応設備	第90条 (表90-3-1) 1次冷却系フィードアンドブリード	モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・高圧注入系2系統以上動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること) ・加圧器減がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能	・高圧注入ポンプ2台 ・加圧器減がし弁2台 ・燃料取替用水ピット	x	△																			x	
	第90条 (表90-4-1) 炉心注水-非常用炉心冷却系	モード3、4、5および6	・高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること)	・高圧注入ポンプ1台 ・余熱除去ポンプ1台 ・燃料取替用水ピット	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第90条 (表90-4-2)	モード3、4、5および6	・蓄圧タンクはほう酸濃度 2800ppm 以上 ・蓄圧タンクはほう酸水量(有効水量): 27.0m³ 以上(1基あたり)	・蓄圧タンク	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(13/25)

主要工程				▽解列 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装荷 起動試験 起動前点検 ▽並列 調整運転																
RCS 水位				1次系ポンプ他点検 R/V組立 RCS漏えい検査																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																
第90条 (表90-5-1) 加圧器達がし弁による減 圧		モード3	・窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)または可搬式空気 圧縮機(代替制御用空気供給用)を使用した加圧器達がし 弁による1次冷却系の減圧系が動作可能 ・可搬式空気圧縮機(代替制 御用空気供給用)2台(1セッ ト2台(A系統1台、B系統1 台)) ・可搬型バッテリー(加圧器達が し弁用)1個 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー																
第90条 (表90-6-1) 原子炉格納容器スプレイ		モード3、4、5および6	・原子炉格納容器スプレイ系(よう素除去薬品タンク除く)の 1系統以上が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること)	×																
第90条 (表90-6-2) 代替原子炉格納容器ス プレイー恒設代替低圧注 水ポンプによる代替原子 炉格納容器スプレイー		モード3、4、5および6	・恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプ レイ系が動作可能	×																
第90条 (表90-6-3) 代替原子炉格納容器ス プレイー可搬式代替低圧 注水ポンプによる代替原 子炉格納容器スプレイー		モード3、4、5および6	・可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器ス プレイ系2系統が動作可能	×																
第90条 (表90-7-1) 原子炉補機冷却水系に よる原子炉格納容器内 自然対流冷却		モード3、4、5および6	・原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流 冷却系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)でき ること、または運転中であること)	×																

定期事業者検査時の安全管理の計画

(14/25)

[illegible]

定期事業者検査時の安全管理の計画

(15/25)

主要工程				▽解列 RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料表荷 起動試験 起動前点検 ▽並列 調整運転															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
RCS 水位			キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全フロー																
			試験冷却器1個および格納容器水素ガス試料還分分離器1個ならびに窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)1セットまたは可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)1セット)が動作可能	・可搬式格納容器水素ガス試料還分分離器1台 ・格納容器水素ガス試料冷却器1個 ・格納容器水素ガス試料還分分離器1個 ・窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)10本(1セット10本(A系統5本、B系統5本)) ・可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)2台(1セット2台(A系統1台、B系統1台)) ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー															
	第90条 (表90-11-1) 水素排出、放射性物質の 濃度低減	モード3、4、5および6	・アニュラス空気浄化系の1系統が動作可能(ファン手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・代替空気系統(動作可能なアニュラス空気浄化系に接続可能な窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)1セットまたは可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)1セット)が動作可能	・アニュラス空気浄化ファン1台 ・アニュラス空気浄化フィルタユニット1基 ・窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)5本(1セット5本(A系統5本またはB系統5本)、可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)1セット(1セット1台(A系統1台またはB系統1台)) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第90条 (表90-12-1) 海水から使用済燃料ピットへの注水		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統動作可能	・送水車1台×2 ・軽油ドラム缶	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第90条 (表90-12-2) 使用済燃料ピットへのスプレイ		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統(1系統は屋外に配備する送水車1台)が動作可能 ・使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統は屋内に配備するスプレイヘッダ4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能	・送水車1台×2 ・スプレイヘッダ4個 ・軽油ドラム缶	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第90条 (表90-12-3) 使用済燃料ピットの監視		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・左記監視機1台 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

主要工程																			
▽分解列 RCS降温																			
燃料取出																			
R/V開放																			
燃料装置																			
起動試験																			
起動前点検																			
調整運転																			
1次系ポンプ他点検 R/V組立 RCS満えい検査																			
キャビティ満水																			
RCS 満水																			
ミッドループ																			
RCS 全ブロー																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			限を満足していないとはみなさない) ・使用済燃料ピット温度(AM用)2個 ・使用済燃料ピット監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む)2個(使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は1個) ・可搬式使用済燃料ピット水位2個 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ2個	・重油タンク ・タンクローリー															
第90条 (表90-12-4) 補給設備	燃油ドラム缶による燃料供給設備	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・軽油ドラム缶による燃料補給設備:20,214 リットル以上(3号炉および4号炉の合計)	・軽油ドラム缶	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第90条 (表90-13-1) 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への消滅火		モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・大容量ポンプおよび放水砲による放水系 1 系統(大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3台(予備機1台含む)および泡混合器 1 台)動作可能	・大容量ポンプ(放水砲用)3台 (2台連続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量、3号炉及び4号炉合計所要数) ・放水砲3台(3号炉及び4号炉合計所要数) ・泡混合器 1台(3号炉及び4号炉合計所要数) ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第90条 (表90-13-2) 海洋への拡散抑制		モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・シルトフェンス、2組(3号炉及び4号炉合計所要数) 取水路側: 高さ約 7m/幅約 35m (幅約 20m/本を1本、幅 15m/本を1本として2組)) 高さ約 7m/幅約 10m (幅約 10m/本を1本として2組)) 放水路側 高さ約 12m/幅約 5.4m (幅約 5.4m/本を2本として2組) 高さ約 12m/幅約 5.8m (幅約 5.8m/本を2本として2組))	・シルトフェンス ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第90条 (表90-14-1) 海水を用いた復水ピットへの補給		モード3、4、5および6	・海水を用いた復水ピットへの補給系2系統動作可能	・送水車1台×2 ・軽油ドラム缶	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第90条 (表90-14-2) 燃料取替用水ピット		モード3、4、5および6(キャビティ低水位)	・ほう素濃度:2,800ppm 以上であること ・ほう素水量(有効水量):1,860m³以上であること(原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては章90条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。なお原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水ピット水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用水ピット	x	x	x	x	△	x	△	x	△	x	x	x	x	x	x